

松江市訪問型子育てサポート事業利用支援補助金

令和6年4月作成

松江市訪問型サポート事業(※)を利用した方へ 利用料金を補助します。

※松江市訪問型子育てサポート事業とは、一時的に家事やお子さんの世話が必要なときに、子育てホームサポーターが自宅に訪問して、有償で支援を行う松江市の委託事業です。

補助金の対象となる方

サポート利用時に①～③の全部を満たす方が対象となります。

- ① 妊娠中又は令和3年4月2日以降に生まれた子を養育している。
- ② 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯である。
- ③ 松江市に住民登録をしている。



補助金の対象となる費用

松江市訪問型子育てサポート事業を利用した際に支払った利用料で、40時間分までを上限とします。

補助金の額

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯：対象となる費用の全額

ひとり親世帯：対象となる費用の半額



申請書類の提出

次の1～3の書類をそろえて、松江市こども家庭支援課に提出してください。

1. 補助金交付申請書兼請求書
2. 利用時に受け取る「松江市訪問型子育てサポート事業報告書」(補助申請する対象分)
3. 対象世帯であることの証明書
 - ・生活保護世帯:生活保護受給の証明書
 - ・市町村民税非課税世帯:市町村民税が非課税である世帯と分かる証明書
(非課税の証明書は、松江市に住所があり市で確認することに同意いただいた場合は省略可)
 - ・ひとり親世帯:児童扶養手当受給者証又は戸籍謄本

申請期限

松江市訪問型サポート事業を利用した年度の3月31日まで

補助金の振り込み

松江市が補助金の交付を決定してから1か月以内に指定された口座に振り込みます。

お問い合わせ先

松江市こども家庭支援課
家庭支援係 ☎(0852)60-8141

〒690-0045
松江市乃白町 32-2
(松江市保健福祉総合センター内)